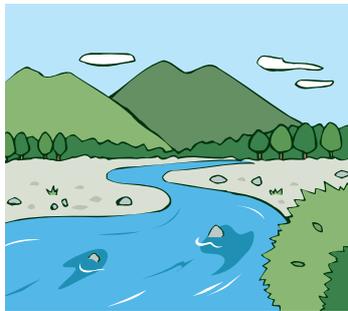


# 第4章 緑の配置方針

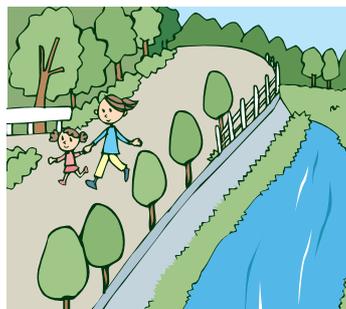
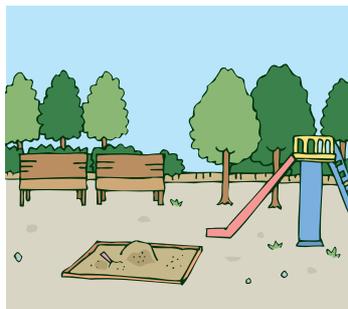
## 1 緑の配置の視点

緑は、環境、レクリエーション、防災、景観の4つの機能を有しているため、機能別の緑の配置の視点を次のとおり定めます。

環境機能の配置の視点	骨格となる緑
	生活環境の維持向上のための緑
	環境負荷の軽減のための緑
	生態系の保全のための緑



レクリエーション機能の配置の視点	日常圏のレクリエーションのための緑
	広域圏のレクリエーションのための緑
	ネットワーク機能を持つ緑
	自然とのふれあいのための緑

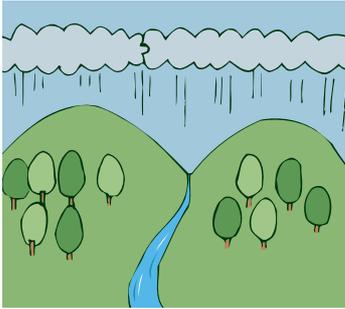


## 防災機能の配置の視点

災害を未然に防止するための緑

災害に強い都市構造のための緑

防災活動のための緑

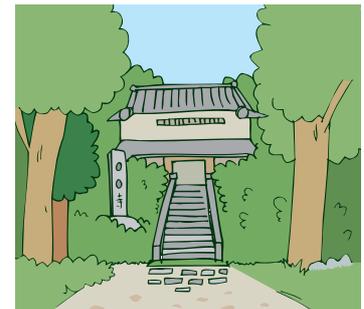


## 景観機能の配置の視点

市の代表的な景観を形成する緑

地区の良好な景観を形成する緑

歴史的、文化的な景観を形成する緑



## 2 機能別の配置方針

### (1) 環境機能から見た配置の方針

環境機能から見た緑の配置方針を次のとおり定めます。

#### ア 骨格となる緑

海岸、河川、農地、森林は、豊かな自然を形成する市の骨格となる緑として保全します。

#### イ 生活環境の維持向上のための緑

公園緑地、宅地、公共公益施設の植栽、道路の街路樹は、快適な生活環境を維持向上する緑として緑化を推進します。

#### ウ 環境負荷の軽減のための緑

森林、農地や宅地、公共公益施設の植栽、道路の街路樹は、排出される二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の抑制など、市民生活によって発生する環境負荷の軽減を図る緑として保全と緑化を推進します。

#### エ 生態系の保全のための緑

海岸、河川、農地、森林は、動植物の生息地になっており、生態系を守るための緑として保全します。



環境機能から見た配置方針図



## (2) レクリエーション機能から見た配置の方針

レクリエーション機能から見た緑の配置方針を次のとおり定めます。

### ア 日常圏のレクリエーションのための緑

市民が身近に利用できる街区公園、近隣公園、地区公園、農村公園、寄付公園やコミュニティ広場などについて、誘致距離を考慮して配置します。

また、市民の憩いの場や地域行事の中心となる広場や鎮守の杜についても、保全します。

### イ 広域圏のレクリエーションのための緑

市内外から多くの人を訪れる、小笠山総合運動公園、愛野公園、（仮称）サンサーラいごおか公園、久野城址公園を配置するとともに、遠州三山と周辺の緑を広域圏のレクリエーションのための緑として保全します。

### ウ ネットワーク機能を持つ緑

河川の堤防、公園緑地、公共公益施設、観光資源などを結ぶ緑道や歩行者・自転車道などは、散策やウォーキングなどができるネットワーク機能を持つ緑として配置します。

### エ 自然とのふれあいのための緑

森林、海岸、河川、農地など自然とふれあい、体験し、学ぶことのできる緑を保全し活用します。

レクリエーション機能から見た配置方針図



### (3) 防災機能から見た配置の方針

防災機能から見た緑の配置方針を次のとおり定めます。

#### ア 災害を未然に防止するための緑

防風・防砂や塩害を未然に防ぐ浅羽海岸のクロマツ林や、土砂の流出や降雨の一時的な貯留を図る森林、農地は、災害を未然に防止する緑として保全します。

#### イ 災害に強い都市構造のための緑

公園緑地や公共公益施設の植栽、道路の街路樹の緑は、火災による延焼拡大防止や災害発生時の一時的な避難地として、被害の拡大や軽減を図る緑として配置します。

#### ウ 防災活動のための緑

公園緑地は、救助、救援、復旧など防災活動の拠点となる緑として配置します。



防災機能から見た配置方針図



## (4) 景観機能から見た配置の方針

景観機能から見た緑の配置方針を次のとおり定めます。

### ア 市の代表的な景観を形成する緑

森林、海岸、河川、農地は、市の代表的な景観を形成する緑として保全します。

### イ 地区の良好な景観を形成する緑

公園緑地、宅地や公共施設の植栽、道路の街路樹は、地区の良好な景観を形成する緑として、緑化を推進します。

また、農地や集落地の生垣、屋敷林や鎮守の杜についても、一体として地区の良好な景観を形成する緑として保全します。

### ウ 歴史的、文化的な景観を形成する緑

遠州三山周辺の森林や、旧東海道の松並木などは、歴史的、文化的な景観を形成する緑として保全します。



## 3 ゾーン別の配置方針

本市の地形や土地利用の状況などから4つのゾーンに分類し、ゾーン別の緑の配置方針を次のとおり定めます。

### (1) 丘陵地ゾーン

小笠山丘陵地、宇刈丘陵地、磐田原台地を丘陵地ゾーンとして配置します。

丘陵地ゾーンは、森林や茶畑などが広がり多様な機能を有しています。開発との調和を図りながら、恵まれた自然環境を保全します。

### (2) 田園ゾーン

平野部の美しい田園が広がる地域を田園ゾーンとして配置します。

田園ゾーンには、集落地の屋敷林や生垣、点在する鎮守の杜も見られ、農の風景を形成するこれらの緑を保全します。

### (3) 水辺ゾーン

太田川、原野谷川等の河川緑地や浅羽海岸周辺の地域を水辺ゾーンとして配置します。

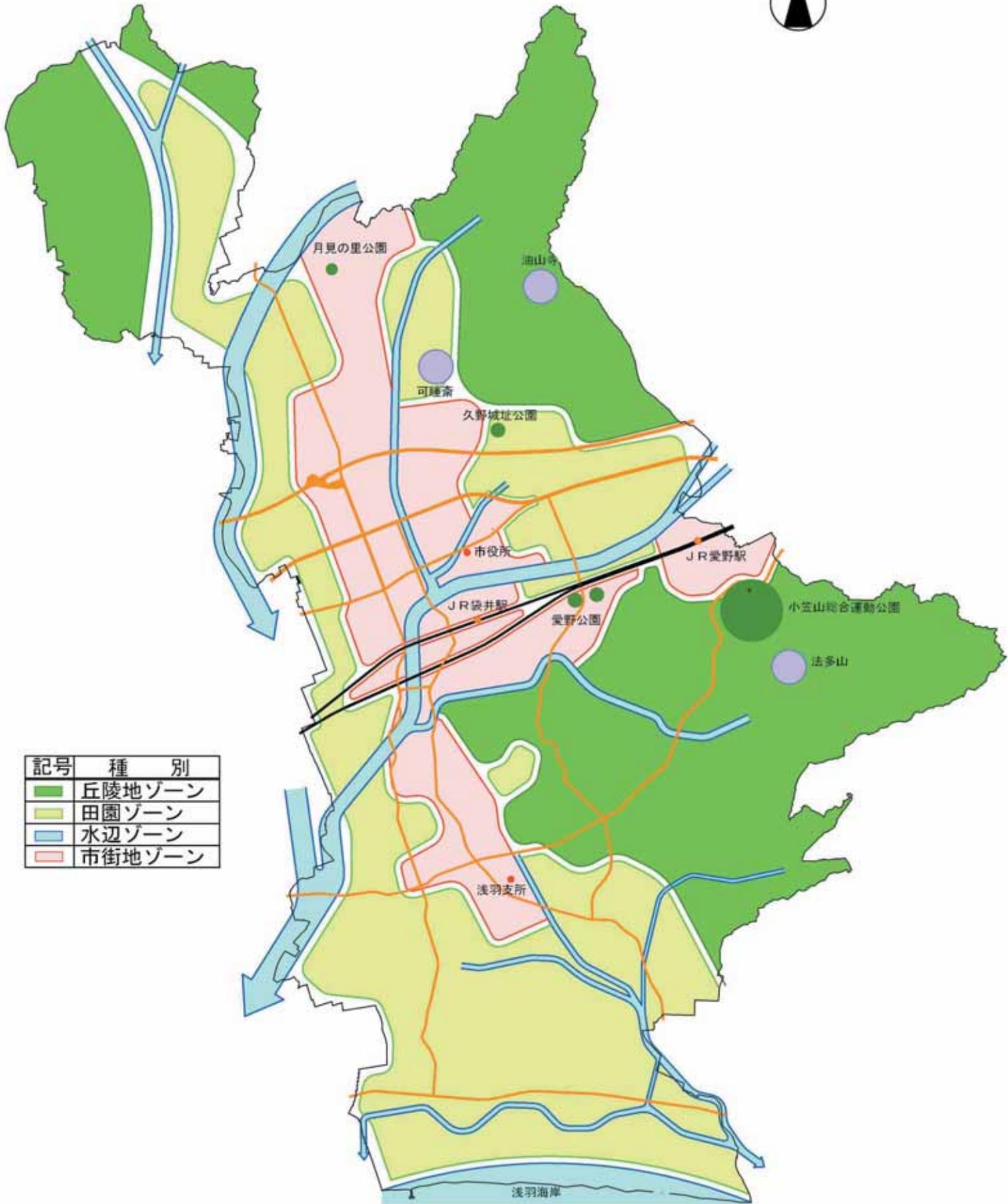
水辺ゾーンには、河川堤防の桜や草花、都市緑地の芝生、クロマツ林などが見られ、自然豊かでうるおいを与えるこれらの緑を保全します。

### (4) 市街地ゾーン

住宅地、商業、業務地などの既存市街地と、今後、拡大が見込まれる地域を市街地ゾーンとして配置します。

市街地整備とあわせて公園緑地の整備を進めるとともに、公共公益施設や道路、民有地において緑化を推進します。

 ゾーン別の配置方針図



記号	種別
	丘陵地ゾーン
	田園ゾーン
	水辺ゾーン
	市街地ゾーン